

**香川県移住・定住推進協議会**  
**市民活動団体等による移住者交流会開催支援事業 募集要領**

**1. 補助事業者（補助金を申請できる対象者）**

香川県内に拠点・事務所を設置し、県内で移住者の定住促進に資する取組みを既に実施している又は今後実施しようとする市民活動団体等及び個人。（以下「補助対象者」という。）

＜様式 該当箇所＞**第1号様式（別紙2）申請団体等活動状況調書**

**2. 対象となる事業**

移住者同士の交流を目的としたイベントの開催（下記要件を満たすこと）

- ① 参加者のうち半数以上が県外からの移住者（移住後10年以内）であること。
- ② 市町の職員等、協議会会長が指名する者の参加も可能とすること。

＜様式 該当箇所＞**第1号様式（別紙1）事業計画書**

**3. 留意事項**

（1）次に掲げる事業は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。

- ① 国、香川県又は市町から補助金等を受けている事業
- ② 特定の法人又は個人の利益を追求するための事業（法人又は個人に金銭給付を行うなど、直接的に経済的負担を軽減する事業や法人又は個人の資産を形成する事業を含む。）
- ③ 宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
- ④ 公序良俗に反する事業
- ⑤ 施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

（2）次に掲げる経費は、本事業の対象経費となりませんので、ご注意ください。

- ① 補助事業者である法人又は団体の構成員に対する謝金
- ② 法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金や商品券等）
- ③ 食糧費

※補助事業の実施に直接的に要する経費が補助対象であり、補助事業者の通常活動に要する経費は対象となりません。

（3）令和6年度予算による本事業は、令和7年2月28日までに終了する事業を対象とします。

（4）本事業は、補助事業者1団体あたり、同一年度の申請は1件までしかできません。

（同一の事業について、複数の団体から申請を行うこともできません。）

1申請にて、複数回の事業を開催することは可能です。

**5. 補助金の限度額等**

・補助率、補助上限額等は次のとおりとなっています。

補助率：10分の10以内

補助上限額：1団体あたり5万円

※参加費収入等の収入を伴う事業の場合、本補助金交付申請額の算定に当たっては、総支出額より、申請者が得た参加費収入などの収入を差し引いた額が補助対象経費となります。

ただし、「対象外経費」がある場合は、「参加費収入」を「対象外経費」に優先的に充てると考え、「参加費収入」「対象外経費」のうち、いずれか額の大きい方を総事業費から差し引き、総補助対象経費を算定することとする。

## 6. 申請手続等

(1) 次の書類の提出が必要です。事業開始(イベント等開催)の1ヶ月前までに申請ください。

### 【必要書類】

- ① 補助金交付申請書 (第1号様式)
- ② 補助金事業計画書 (第1号様式 別紙1)
- ③ 申請団体等活動状況調書 (第1号様式 別紙2)
- ④ 補助金収支予算書 (第1号様式 別紙3)

※活動が分かる資料 (パンフレット等) があれば、添付してください。

(2) 書類の提出先は、下記のとおり香川県移住・定住推進協議会事務局となります。

※申請書類については、Eメールに添付の上、提出ください。

### 【提出先】

香川県移住・定住推進協議会事務局 (香川県政策部地域活力推進課内)

Eメール: [re8362@pref.kagawa.lg.jp](mailto:re8362@pref.kagawa.lg.jp)

(3) 書類提出後、事務局において審査を行い、交付決定を行います。(Eメールにて通知します)

## 7. スケジュール

令和6年6月28日(金) 募集開始

令和7年1月31日(金) 申請書提出期限

(申請順となりますので予算上限に達し次第締切ります。)

令和7年2月28日(金) 補助事業の終了及び補助事業実績報告書提出期限

## 8. その他

- ・ 交付要綱、交付申請書様式等の関係書類は、香川県ホームページ等からダウンロードできます。
- ・ 本要領のほか、補助金の交付申請の手続き等については、要綱の定めによるものとします。

## 9. 問合せ先

香川県移住・定住推進協議会事務局 (香川県政策部地域活力推進課内)

TEL 087-832-3125 (担当: 合田)

E-mail [re8362@pref.kagawa.lg.jp](mailto:re8362@pref.kagawa.lg.jp)